

旭丘中学校 P T A 慶弔規定

- 第1条 会員死亡の場合には、予算の中から弔慰金として相当額を支出することができる。
- 第2条 その他の慶事又は弔事については、支出の要否及びその額並びに弔慰の方法等につき役員が決定することができる。
- 第3条 前項による支出をする場合には前例に則って額を定め、支出後に運営委員会の承認を得なければならない。
- 第4条 第1項の額については細則でこれを定める。

施行 平成23年4月1日

旭丘中学校 P T A 慶弔細則

旭丘中学校 P T A 慶弔規定第4条に基づき下記のとおり定める。

記

旭丘中学校 P T A 慶弔規定第1条の額は当分の間5000円とする。

以上